実務者検討委員会の運営について

（令　和　２年　８月　１９日
デジタルアーカイブジャパン推進委員会
実務者検討委員会座長決定）

「デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の開催について」（令和２年８月１９日　デジタルアーカイブジャパン推進委員会改定）第５項に基づき、実務者検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

１　座長は、必要があると認めるときは、委員以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。

２　座長は、必要があると認めるときは、タスクフォース、ワーキンググループその他専門の事項を調査する会合を開催することができる。

３　会議資料及び議事録は原則として会議開催後公開する。

４　座長は、会議資料又は議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるとき、その他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。

５　座長は、委員および参考人に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。

６　前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。